

## 荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例

### (目的)

第1条 この条例は、将来、荒尾市民病院（以下「市民病院」という。）の医師として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、市民病院における医師の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいい、大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者をいう。
- (2) 大学院生 医師免許を取得している者であって、大学院の医学を履修する課程に在学するものをいう。

### (貸付対象者)

第3条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、将来市民病院の医師として業務に従事しようとする次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることができる。ただし、他の団体で従事することを条件とした奨学金制度を利用している者については、対象としない。

- (1) 大学生 大学生奨学金
- (2) 大学院生 大学院生奨学金

### (貸付金額等)

第4条 奨学金の貸付けの金額、対象人員及び期間は、管理者が定める。

### (貸付けの申請及び決定)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、2人の保証人を立てた上で管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、貸付けの適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の保証人は、申請者が奨学金の貸付けを受けることとなった場合は、当該申請者と連帯してその返還債務を負担するものとする。

(貸付けの休止及び停止)

第6条 管理者は、奨学金の貸付けを受けている者（以下「借受者」という。）が大学若しくは大学院を休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止するものとする。

2 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学金の貸付けを停止するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 大学又は大学院を退学したとき。

(3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(4) 心身の故障により、大学又は大学院の課程の履修を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還の免除)

第7条 管理者は、借受者が臨床研修若しくは大学院課程を修了して5年以内に市民病院の医師として業務に従事した場合又は市民病院での臨床研修を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

(1) 市民病院での業務に従事した期間及び市民病院での臨床研修を受

けた期間（以下「勤務期間」と総称する。）の月数が奨学金の貸付けを受けていた期間の月数の1.5倍に相当する月数に達したとき。

(2) 勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったとき。

2 前項第1号に規定する勤務期間の月数は、当該勤務期間中に休職又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始した日の属する月から終了した日の属する月までの月数を含まないものとする。

第8条 管理者は、前条に規定する場合のほか、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により、奨学金を返還することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に認めるとき。

（返還の義務）

第9条 借受者（奨学金の返還及び利息の支払の全部を免除された者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の額に、その貸付けを受けた日の翌日から返還する日までの日数に応じて管理者が定める返還利率で計算した利息を加えた額を、管理者が定める日（以下「返還期日」という。）までに一括して返還しなければならない。

(1) 第6条第2項の規定により奨学金の貸付けが停止されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 借受者は、奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じて荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和39年条例第6号）第2条第2項に規定する割合で計算した延滞利息を、奨学金の返還と併せて支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第10条 前条の規定にかかわらず、管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間において、奨学金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付けを停止した後も引き続き大学又は大学院に在学しているとき。

(2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により、奨学金の返還及び利息の支払が困難であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理者が特に認めるとき。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による奨学金の貸付けの申請及び決定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。